

# 「ネットいじめ」への対応

いじめ防止対策推進法第2条：この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

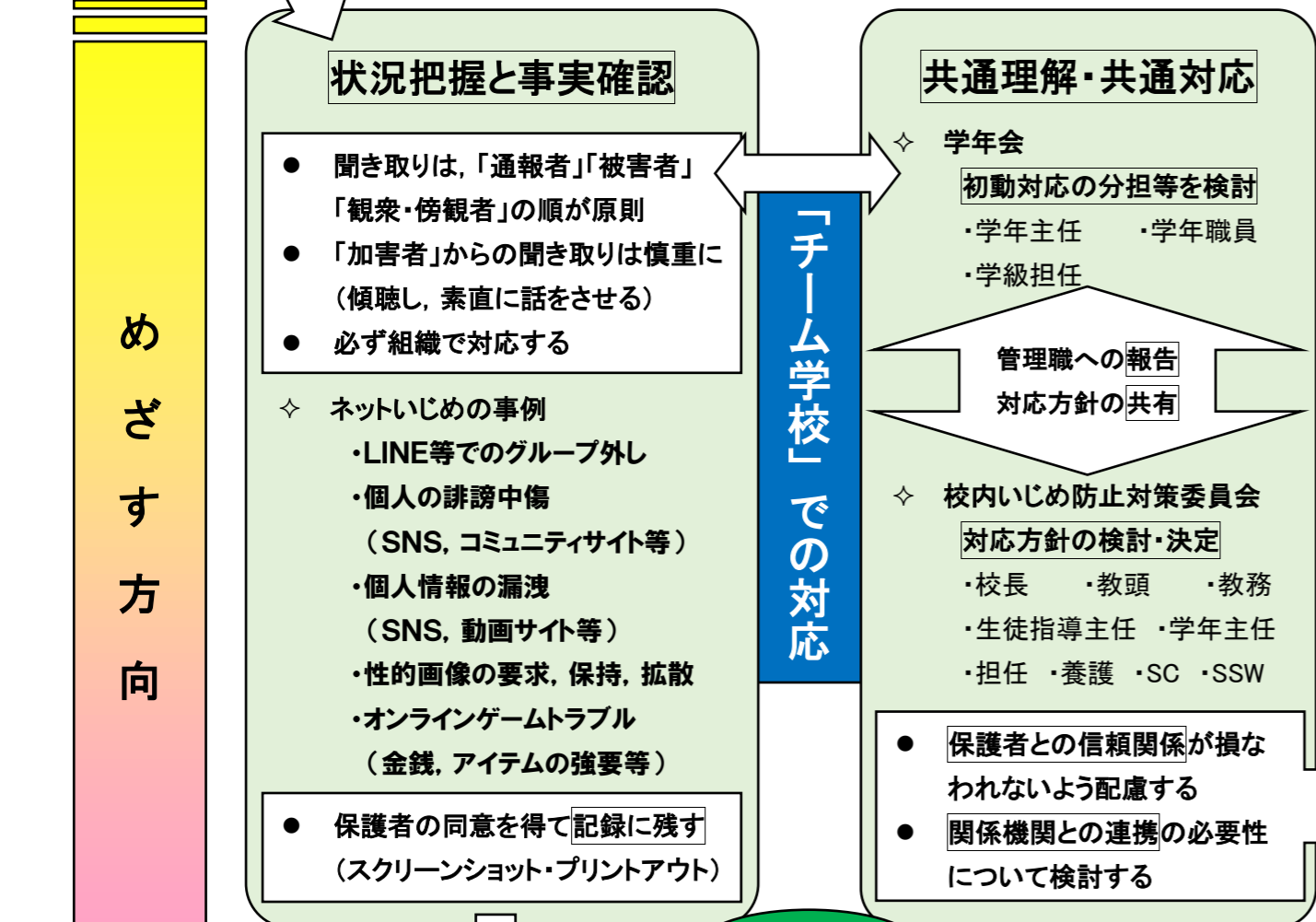
柏市教育委員会

**ネットいじめ 認知**

- ◆ 被害児童生徒(の保護者)からの相談
- ◆ 他の児童生徒(の保護者)からの連絡(連絡帳や生活記録帳, 教育相談, アンケート etc.)
- ◆ 地域社会や関係機関からの情報提供

**早期発見**

これまで、子どもたちのスマートフォン・タブレット・パソコン等を第一義的に管理していたのは家庭であり、インターネットを通じてのトラブルが起こったとき、使用のルールやフィルタリングの見直し等について、最終的には家庭での対応をお願いしていました。しかし、学校から一人一台の端末を貸与し、家庭学習等のため持ち帰らせるようになったこれからは、**これまで以上に家庭と連携・協働する必要があります。**それに伴い、**関係機関との連携・協働をマネジメントすることが求められています。**



**学校** ↔ **保護者**

【確認すること】

- 不適切な書き込みや画像が、どこまで拡散しているか(範囲が特定しきれない場合, 速やかに関係機関に相談する)
- 不適切な書き込みや画像が、端末に残されているかどうか(あれば, 教員・保護者の前で, 完全に削除させる)
- 端末利用のルールや, 端末の管理について(フィルタリング設定, SNSの公開範囲等)

**柏市教育委員会 児童生徒課**  
04-7191-7210

- いじめを認知し, 事実確認を終えたら**報告**
- **いじめの重大事態**は直ちに**報告**

**教育支援室(児童生徒課)**  
04-7131-6671

- 児童生徒の今後について, 教育や臨床心理の専門家に相談したいとき

**柏市少年補導センター(児童生徒課)**  
04-7164-7571

- 非行(の傾向)がみられる児童生徒の指導について相談したいとき

※ 情報モラル啓発授業 **未然防止**

**めざす方向**

**早期対応**

- 市教委(児童生徒課)に報告・相談する
- 被害児童生徒・保護者を支援する
- 加害児童生徒・保護者に指導・助言する
- 保護者間で情報を共有する措置をとる

● 生命・身体・財産に重大な被害

● いじめにより, 相当期間の欠席(30日)

**いじめの重大事態**

市教委(児童生徒課)に報告  
市教委を通して市長に報告  
(柏市いじめ重大事態検証委員会)

**継続支援・再発防止**

**めざす方向**

被害児童生徒の**尊厳回復**

**関係機関との連携・協働 ~継続支援・再発防止~**

**サイトの管理人・プロバイダ**

プライバシーの侵害等, 人権擁護の観点から, 不適切な書き込み等の**削除を依頼**する

**法務省/地方法務局「子どもの人権110番」**  
0120-007-110 / 043-247-9666

- プライバシーの侵害等, 人権擁護の観点から, 書き込み削除等を相談したいとき
- 被害児童生徒の救済の観点から, 今後の対応について相談したいとき

**千葉県警東葛地区少年センター**  
04-7148-0110

- 犯罪を犯している(その虞がある)児童生徒の指導について相談したいとき

**柏警察署 生活安全課**  
04-7148-0110

- 犯罪行為(の虞)があるとき
- ・暴力
- ・脅迫, 強要
- ・悪質な誹謗中傷や個人情報漏洩
- ・不適切画像の要求, 保持, 拡散 ほか